

平成19年度第1回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

平成19年7月3日（火）

新宿区環境土木部道とみどりの課

# 平成19年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成19年7月3日(火)

午前10時～12時

本庁舎6階 第二委員会室

- 1 開 会
- 2 審 議
  - (1) 保護樹木等の指定及び解除について
  - (2) みどりの基本計画
    - ①計画の目標の設定
    - ②計画の方針の検討
- 3 報 告
- 4 連絡事項など
- 5 閉 会

## ○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会(第8期)委員名簿
- 2 保護樹木の指定及び解除について
- 3 みどりの基本計画 目標数値の積み上げ試算案
- 4 みどりの基本計画 4つの方針と施策案
- 5 みどりの基本計画 みどりの配置方針案

参考 新宿区みどりの条例・同施行規則(抜粋)・新宿区みどりの基金条例

参考 新宿区みどりの基本計画(回収資料)

参考 みどりの実態調査報告書(第6次)(回収資料)

参考 基本構想 基本計画・都市マスタープラン答申(回収資料)

出席委員 11名

副会長 興 水 肇

委員 岸 田 省 吾                      委 員 吉 川 信 一

委員 秋山文子

委員 小林辰男

委員 阿部善三郎

委員 土屋正

委員 北村幸夫

委員 近藤惠美子

委員 高橋良孝

委員 藤田茂

◎開会

**道とみどりの課長** お待たせいたしました。定刻を過ぎてございますけれども、ただいまから平成19年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。私は、事務局を務めさせていただいております道とみどりの課長の柏木と申します。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴を希望される方が4名ほどお見えになってございます。みどりの推進審議会は、みどりの条例施行規則第31条第4項におきまして、「会議は公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。」となっております。事務局といたしましては、本日の審議内容から、公開をしても支障はないと考えてございますので、公開とさせていただきたく、委員の皆様の御了承をお願いいたします。

あと、会議の運営についてお願いがございます。本日、こちらの会議室、12時までということになってございますので、まことに申しわけございませんけれども、会議の運営におきましては、皆様、特段の御配慮をお願いいたします。

マイク的使用方法につきましてちょっと御説明をさせていただきます。発言の際はお手元の黒いマイクの4番、要求4というところを押して御発言をお願いいたします。御発言が終わりましたら5番を押していただいて電源を切っていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

なお、会長、お見えになる予定でございますけれども、まだ御到着いただいておりませんので、かわりに副会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

**輿水副会長** では、よろしくお願いいたします。

では、これから平成19年度第1回新宿区みどりの推進審議会を開催いたします。

最初に、事務局から本日の出席状況についてお願いをいたします。

**道とみどりの課長** それでは、本日の委員の出席状況について御報告をいたします。

本日は、進士委員、立花委員のお二方が御欠席という届け出をちょうだいしてございます。また、大室委員でございますけれども、大室委員におかれましては、新宿区商店会連合会の会長に御就任なさったため、本審議会の委員については辞任をされました。したがって、14名中、本日会長がまだお見えになっておりませんが、11名の御出席をいただいております。

りますので、本審議会は成立してございます。

なお、本日お集まりいただきました新宿区みどりの推進審議会第8期の委員の皆様におかれましては、7月31日をもちまして任期が満了となります。つきましては、本日が第8期委員によります最後の審議会となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

**興水副会長** ありがとうございました。

では、本日の資料につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、皆様方のお手元でございます資料について御説明をいたします。

まず、資料1といたしまして、新宿区みどりの推進審議会第8期の委員名簿でございます。

資料2でございます。保護樹木の指定及び解除、こちらのA4版一枚の資料でございます。

資料3でございます。みどりの基本計画の目標数値の積み上げ試算案、A4版のホチキス留め、3ページのものでございます。

資料4といたしまして、みどりの基本計画 4つの方針と施策案、A4版一枚のものでございます。

資料5でございます。みどりの基本計画 みどりの配置方針案、A4版ホチキスどめで、2枚になっているものでございます。

あと、参考といたしまして、新宿区みどりの条例・同施行規則（抜粋）・新宿区みどりの基金条例がございます。また、新宿区みどりの基本計画並びに新宿区みどりの実態調査報告書（第6次）、基本構想 基本計画・都市マスタープラン答申をお手元にお配りしてございます。

なお、まことに申しわけございません。みどりの基本計画、みどりの実態調査報告書、マスタープラン等につきましては、本日、会議が終わりましたら回収をさせていただければと存じます。資料の過不足、また名簿の氏名の御確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、副会長、よろしくお願いたします。

---

#### ◎保護樹木等の指定及び解除について

**興水副会長** では、お手元の審議会の議事次第に沿いまして審議を進めてまいりたいと思います。

2番目の審議でございます。

1番目、保護樹木等の指定及び解除について。まず、事務局から御説明をお願いします。

**道とみどりの課長** それでは、保護樹木の指定につきまして、資料2に基づき御説明をいたします。担当の職員より、映像を交えて御説明をさせていただきます。申しわけございません、電気を暗くさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**事務局** それでは、説明をさせていただきます。担当の飯岡と申します。よろしくお願いいたします。

資料2にすべてまとめてございますので、そちらに沿って御説明をさせていただきます。

まずは、保護樹木の指定についてでございますが、保護樹木の指定同意書が提出されているものが1件1本でございます。

それでは、映像の方をごらんください。

こちらは、内藤町でございますケヤキでございます。こちらは平成16年3月に一度、建築計画のために指定解除を受けた樹木でございますが、地元のまちづくりの方々の粘り強い働きかけにより、伐採されることなく、再度、事業者より保護樹木の指定について同意書が提出されたものでございます。したがって、新規ではございますが、再指定になります。

次に、保護樹木等の解除についてでございます。既に指定解除したものが1件1本、指定解除が申請されているものが1件1本でございます。映像をごらんください。

まず、南元町の桜でございます。全体が枯れてしまって危ないので切りたいということで指定解除したものでございます。

次に、指定解除が申請されております歌舞伎町二丁目のスダジイでございます。こちらは、所有者の方が亡くなって、相続人の方も2人いらっしゃるのですが、両名とも長期入院されておられ、意思の確認が困難ということであり、売却して医療費に充当したいということで、それぞれの成年後見人を通じて解除の申請が提出されたものでございます。

次に、保護生け垣等の指定解除でございます。中井二丁目のサワラの生け垣でございます。所有者の御主人が亡くなって息子さんと住んでいらっしゃるのですが、日常生活にどうしても車が必要だということで、自家用車の車庫をつくるために生け垣を撤去してそのスペースをつくりたいということで、解除の申請が出されました。

以上でございますが、本日御説明した保護樹木、保護生け垣等を御承認いただけますと、前回の審議会のときに御報告した数量と比べまして、保護樹木の総数が1本少なくなりまして1,013本に、保護生け垣の延長が28メートル少なくなりまして1,203mになります。

以上でございます。

**興水副会長** 以上、御説明ございましたけれども、御質問、御意見があればお願いをいたしま

す。いかがでしょうか。

北村委員。

**北村委員** 北村でございます。

先日、事務局を通して、保護樹木の指定に関する私の意見を皆様に配付させていただいたはずですが、保護樹木の件数が一進一退ということで、少々情けない気がしております。むしろ、これをふやすためにどうしたらいいかということで、私の意見を申し上げたわけですが、既にお手元にあると思いますので、くださしくは申し上げませんが、本人からの指定を求めるようなシステムだけにしておかずに、近隣の人たちがこの木は保護樹木指定に値する木であると思っている場合は、近隣の人たちが行動を起こして指定してもらうように動く。

もちろん本人の個人所有のものでありますから、私有権を侵すことはできませんけれども、樹木というものが公共の財産であるという立場に立てば、むしろそういった声を利用して、それで区の方から所有者に積極的にコンタクトして、どうですか、こういうふうになさいませんかというふうに持っていかれたら、保護樹木の数は急速にふえるだろうと思っております。

以上です。

**輿水副会長** 事務局、何かございますか、御意見に関して。

**道とみどりの課長** ただ今のご意見については、北村委員から頂戴しましたので事前に皆様方のところに文書をお届けしたところでございます。

指定に関しましては、従来から、保護樹木については、所有者の方の権利を制限するというのではなく、所有者の方が貴重な樹木・樹林、あるいは生け垣等を維持していくための、どちらかといいますと行政からのお手伝いということで、助成制度を設けてこういう指定をしているところでございます。

したがって、北村委員のおっしゃるように、やはり所有者の方の同意ということがあくまで前提ではございますけれども、そういった中で、私どもとしましてもなるべくそういう樹木を保護樹木ということで指定して、このまま維持していただきたいと考えておりますので、そういった働きかけをした上で助成制度などの御紹介をして、保護樹木の指定ということに御賛同いただくというような働きかけはしてまいりたいというふうには考えてございます。

**輿水副会長** ほかにございませんでしょうか。

岸田委員。

**岸田委員** 北村委員の御提案を拝見いたしまして、こういう考え方もあるのかなと非常に勉強になりました。これについてどのタイミングで、どういう形で議論をさせていただければよろしいのでしょうか。最初の議題は提案されたものの審議ですよね。場合によっては、これは2番目の審議事項のところで話せばよろしいんですかね。

**輿水副会長** きょう、2つ議題がございまして、後ろの方はいわゆる基本計画のことですので、少し時間をとらないといけないかなというふうな感じを持っております。また、全体としてお昼までにはこの会場の都合で終わらなければいけないということですので、余り十分な時間がとれそうもないのですけれども、2つ目の議題が終わった後で、もし余裕があれば今後どうするかということを御意見いただければと思いますが、そんなやり方でいかがでしょうか。

では、そのようにさせていただきます、ただいま事務局から御説明のありました保護樹木等の指定及び解除につきまして、御異論がなければお認めいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**輿水副会長** ありがとうございます。

では、提案どおり了承したということにいたします。

---

### ◎みどりの基本計画

**輿水副会長** では、次に2番目ですが、みどりの基本計画の改定について事務局から御説明をお願いいたします。

**道とみどりの課長** 事務局です。

みどりの基本計画の改定について御説明を申し上げます。

現在の新宿区みどりの基本計画は、みどりに関する総合的な計画といたしまして都市緑地保全法に基づいて、平成10年9月に策定したものでございます。しかし、当面の目標としておりました10年間、平成20年9月でございますけれども、その10年目を間もなく迎えるということ、加えて社会情勢の変化でございますとか、新宿区の基本構想・基本計画及び都市マスタープランの改正、都市緑地法、景観法など、新たな法令に対応した緑化推進策を確立する必要が生じたこと等々の理由によりまして、平成20年9月までに改定をしたいというふうに考えてございます。

改定に当たりましては、区内部の検討部会を設置いたしまして、計画案を策定し、当審議

会に御提示し、御審議いただいているところでございます。前回まで、現行計画の検証と課題、計画の理念・方針・目標について御審議をいただいたところでございます。本日は、計画の目標、方針の設定について、より具体的な検討案を作成いたしました。この内容につきましては、先日、本審議会の開催に先立ちまして資料を送付させていただいたところでございます。またその際、先ほどございましたように、北村委員より緑被率の算定基準、保護樹木の指定基準等々について提案書をいただいたため、こちらについても追加で御送付をさせていただきました。

それでは、御説明をさせていただきたいと思います。

初めに、みどりの基本計画の目標数値の設定について御審議をさせていただきたいと思います。配付資料の3を御参照いただければと存じます。

前回の審議会で緑被率に代わる新たな指標をとという御意見もございました。今回の目標の数値の設定につきましては、過去のデータの蓄積もございませぬ緑被率を基本として、まずは検討させていただいたところでは、夢を振りまく計画をやめて現実を見据えたものにとという御意見もございました。区の内部でも、現実的な数値をとるか、大きな目標を掲げるか、議論が分かれたところでございます。そのため、今回、事務局の案では、将来の緑被率を20%から25%という幅を持たせた書き方にしてございます。

また、この緑被率の目標数値につきましては、新宿区基本構想・基本計画及び都市マスタープランの改正の指標の一つとなっております。本日の審議会の審議内容を踏まえて設定するという事で保留をしている状況でございます。

それでは、詳しい内容につきまして、担当より御説明を申し上げます。

**事務局** それでは、資料3に沿って説明したいと思います。

まず、資料3は、目標数値の積み上げ試算案ということで、10年間でどれだけみどりが増やせるか、これを区の内部の改定部会で公園・学校などの施設別に積み上げた資料です。

現在の計画の目標値については、お手元にありますみどりの基本計画の本編の冊子、15ページにございます。この真ん中あたりに書いてありますが、緑被の目標としまして、10年間で1%アップ、将来、21世紀前半までに25%にするという目標を掲げております。

実際のところ、この基本計画をつくりまして、10年間で1%アップという目標でしたが、実際のところは0.41%、緑被がダウンしたという結果になりました。ここ15年間、区の緑被は減り続けているという状況です。この減少傾向を止めて何とか上向きに、上昇傾向に乗せたいということで、各施設ごとにどれだけみどりを増やせるかを改定部会で試算いたしまし

た。

資料3の下の方の表、各施設の積み上げ計算表の内容を説明させていただきます。

まず、公園ですが、用地買収として今後10年間、都市公園の確保として見込まれている量が、2ヘクタール、そして既存にあるみどりより、さらに40%ほどみどりをふやすという目標を立てまして、0.8ヘクタールの緑被の増という形で見込んでおります。公園的空間ですが、公開空地等の今後10年間の見込みの量を出しまして、その3割のみどりを確保という目標を立てました。また、樹冠の成長は、10年間の成長分としまして、今のみどりの3%のアップを見込んでおります。合計しまして、公園で3.51ヘクタールの緑被の増としております。

また、続いて学校ですが、校庭の芝生化、また学校緑化工事、こちらの予測数をそのまま入れております。それとともに10年間での樹冠の成長としまして3%分を見込んでおります。合計で、10年間で1.44ヘクタールの緑被の増を見込んでおります。

公共施設ですが、区の施設、都の施設、国の施設に分けて分析・検討しております。

資料を、1枚めくってもらいまして、裏面にまとめております。

こちら、まず施設総数ですが、区の施設が110施設、都の施設、国の施設は49施設になります。区の施設は数が多いのですが、1ヘクタールから20ヘクタールという大変大規模な施設は、すべて国と都の施設になっております。区の施設はといいますと、90%が3,000平米以下、1,000平米以下といった小さい施設になります。緑被率については、いずれも20%を超えた高い水準の平均値の値となっております。

もう一度元に戻っていただきまして、区の施設に関しましては、公共施設緑化工事、これからみどりの係の方で進めていきますけれども、なるべく既存の施設で、さらにすき間・屋上等の空間を開拓しまして、みどりを増やしていくという数字を入れております。また、国の施設、都の施設に関しましては、緑被率20%に満たない施設がありましたので、この不足分はみどりにするように要望していくという方針を立てて、その不足分を計上しております。また、樹冠の成長につきましては、同じように既存の3%を見込んでおります。

続きまして道路ですが、現在、都市計画道路事業中の明治通り、山手通り等、大きな路線がありますけれども、こちらのこれから10年間での整備量、また10年間でこれから都市計画道路を整備する優先路線、こういうものの将来のみどりの増える量を計算しまして計上しております。また、区道につきましては、街路樹管理指針を策定しまして、現在は立派な街路樹、緑量の多くなるような街路樹を育成しております。ですので、こちらは10年間での緑量10%の増を見込んでおります。合計で7.64ヘクタールの増としております。

住宅・事業所に関しましては、これまでやってきました緑化計画書のデータを利用して予測いたしました。地上部の新植の増分、屋上緑化の増分、こちらを計算しております。また開発予定地、現在裸地で大規模な開発が入る予定のところの緑化基準、敷地の2割という数字を計上しております。10年間で23ヘクタールの増を見込んでおります。

以上が増える予測数値ですが、当然減る分も加味しなくてはなりません。下の欄外のところに米印で表示させていただきました。

私有地の緑被の減少量ですが、この5年間、12年から17年で21.48ヘクタール減少いたしました。その前の5年間では0.42ヘクタールの減少でした。当然、増えた分と減った分の差し引きの値となりますので、実際に減る量はもっと多いと思いますが、こちらにも書いたとおり、今後は都市計画法、都市緑地法の新しい手法を導入しまして、10年間のみどりが減る量を20ヘクタール以下に抑えていくということを区の内部で検討いたしました。

それで、こちらの数字を上表に入れまして、10年間の確保量と今の減少量を差し引きまして、10年間で18.98ヘクタールの緑被の増が可能だろうということを見込みました。こちらの数字を入れますと、現在17.47%の緑被率ですが、10年後に18.51%、約1%のアップという結果になりました。

一番上に太字で表示させていただきましたが、10年間で1%アップして18.5%にする、また、2050年までに、このペースで行きますと大体、緑被率20%から25%の間ぐらいに来る形になります。とりあえず今回は目標値としまして、審議会には幅を持たせたこのような形で提示させていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、緑被の変化ということで、平成3年から17年までの実態調査の5年ごとの結果をまとめております。15年間、こちら同じ基準で計っておりますので、緑被は減り続けております。また、赤く塗ったところが私有地の減少量になります。平成7年から12年までの減少量は0.42ヘクタールと少ない状況でした。毎年かなりの量が減っているという訳ではない傾向も見ていただきたいと思います。

もう一枚おめくりください。平成19年度区民意識調査設問案という形で載せておりますが、目標値を補完する指標として改定部会で検討したものです。区民意識調査にみどりの設問を出して、5年後、10年後、どう結果が変わってくるかを調べる予定にしております。

こちらのページの下四角で囲った内容が指標の案として検討しているものです。例えば、身近なみどりが増えたと思いますか、身近な生き物が増えたと思いますか、身近な公園の快適性はどのように感じますかといった、なかなか数値として計れないもの、基礎データがな

いものについても意識調査を活用して、成果をこのように計っていきたいと考えております。

目標値の説明は以上です。

**道とみどりの課長** すみません、副会長。ちょっと補足をお願いします。

**興水副会長** はい、事務局、どうぞ。

**道とみどりの課長** 1点ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

これまで私ども、みどりの推進を担当するセクションといたしましていろいろ努力をしてきたわけでございますけれども、正直申しまして、民有地のみどりの減少を防ぐためには、例えば地区計画などの都市計画的な手法を本格的に導入するしか有効な手だてはないのかなというのが実感でございます。

このため、現在、まちづくりを所管しております都市計画部などとの話し合いを開始してございまして、新宿区では、どちらかというところまでそうした全庁的といいますか、全区的な取り組みというのが不足してきたわけでございますけれども、今後こういった、区を挙げていろいろな手法を検討する中で新しい手法も積極的に取り入れて、何とか民有地の緑被の減少を食い止めていきたいというふうにご考えているところでございます。

あともう一点、申しわけございません。事務局の方から、将来の緑被について20から25%というような御提示をさせていただきましたけれども、こちらについては20から25という表記がよろしいのか、あるいはこの中でこういった設定がよろしいのか、そういったことを御議論いただければと考えてございますので、よろしく願いいたします。

**興水副会長** 基本計画の中の目標値の設定ということで具体的に御説明をいただいたのですが、個別の値がどうか、いいか悪いかという議論はなかなかしにくいですし、またできない部分もあると思うんです。むしろ大事なのは、今掲げた目標値をどうやって維持していくか、あるいは実現していくかという手法の方も大事になるわけですし、今、最後の方で補足説明ありましたように、計画論というんでしょうかね、どういうふうにこれを実際に達成していくかという計画的な方の話も大事なもので、次第としては2つに分かれておりますけれども、次の計画の方針の検討という、これもあわせてやはり議論していただいた方が、より大事なところに話が集中できるのかなという気が今いたしましたので、あわせて御議論いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしければそのように、2番目の計画の方針の検討についても御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、みどりの基本計画の方針の改定案について御説明を申し上げます。

現在の基本計画では、計画を実現するために、4つの方針と3つのみどりの配置方針を定めてございます。

それでは、この方針の改定案につきまして、担当より御説明を申し上げます。

**事務局** それでは、方針について説明いたします。

まず、計画書本編の10ページに現在の計画の4つの方針が載っております。まず、「みどりが減るのを抑えます」、「みどりを可能なところに増やします」、「みどりの質を高めます」、「みどりを守り、育むしくみをつくります」。みどりを「守る」・「増やす」・「質を高める」・「しくみをつくる」、この4つの方針ですが、みどりを支える仕組みづくりということをベースにして、みどりを守り、増やし、高めていく、この施策を展開していくという方針でこれまでやってきました。

これに対しまして、資料4が改定案になります。資料4の一番左に方針が書いてありますが、「守る」、「増やす」、そして「啓発としくみ」という構成は生かしながら、「質を高める」という部分を、こちら水色で着色いたしました。新宿ならではの特色あるみどりを「つくる」、こちらの表現にかえ、新宿花いっぱい運動、空中緑花都市づくり、生物生息計画など、都心区、新宿ならではの特色あるみどりづくりに力を入れて打ち出していくという形にしていきたいと考えました。

方針の具体策としましては、施策案を載せております。この施策案に関しましては、現在区が10年間の実行計画として構想しております担保性のある事業を中心に載せております。いずれも新規の事業、もしくは今ある事業の拡充した内容となっております。

この中で、特に黄色く塗った施策、これは中でも目玉となっていく事業と考えております。区民ふれあいの森整備、グリーンシンボルロード計画、新宿花いっぱい運動、魅力ある身近な公園づくり、新宿りっぱな街路樹運動、区民との協働による緑化推進、みどりの基金積立金などの事業になります。

また、オレンジ色に塗った事業・施策、みどりの保全重点地区の指定、屋上緑化推進地区の指定、こちらは新たに推進していく、先ほど説明しましたとおり、都市計画法の手法を用いた地域制の施策の導入案として出させていただきました。

施策案の概要ですが、青い字で書いたものは特徴的な内容といえるものを表示しております。また、赤い字で書いておりますのは、新規に取り入れていきます都市緑地法等の、市民緑地制度等の制度の構想を書いております。

また、施策案の細かい内容につきましては、具体的に次回提示させていただく予定でおり

ます。

続きまして、本編の11ページに3つのみどりの配置方針の説明がございます。

3つの配置方針としましては、「商業・業務地のみどり」、「住宅地のみどり」、「生き物を育むためのみどり」として方針を出しております。

12ページ以降にそれぞれの具体的な絵がかいております。12ページは商業・業務地のみどりとして、こちらで表示しましたエリアで、新宿区を訪れる人々を対象にしたみどりを整備していくという方針です。

13ページは、住宅地を対象にしまして、新宿に住む人のためのみどりを育んでいくという方針になります。

そして、14ページが広域的な視点からの、自然を守っていく、生態回廊を形づくっていく、こういう形の3つの方針を掲げております。

こちらの方針に従いまして、区は10年間、緑化行政を進めてきたわけですが、この方針は非常に内容としてはわかり易いのですが、エリアと細かい内容が漠然としたものとなっているため、10年間行ってきまして、結局、特別な進展は見られなかったという評価となりました。

このことを踏まえまして、今回、区の改定部会では、配置方針には具体性を持たせて、エリアも具体的に絞り込んで1枚の図に集約しようという形で議論を進めました。

資料5の2枚目の図を見ていただきたいと思います。

こちらが1枚に集約しました今回の配置方針案になります。この緑で塗った部分ですけれども、まず、今までの「生態回廊」を新宿区のみどりの骨格を形成する「みどりの回廊」として、保全強化を行っていくという位置づけにいたしました。

そして、みどりの回廊の形成方針としまして、区の都市マスタープランの指針であります、新宿区の外周に沿って水とみどりに親しめる空間や自然を感じることでできる連続したみどりを形成するという「水とみどりの環」、そして新宿区に残るまとまったみどりの保全と拡充を進めていく「七つの都市の森」、そして、今の「水とみどりの環」、「七つの都市の森」を結ぶように、幹線道路の街路樹のみどりを充実させる「風のみち」、これらを「みどりの回廊」の形成方針として同じ図に載せまして、方針として位置づける案を出させていただきました。

また、みどりの配置重点地区ということで、今までは「住宅地のみどり」、「商業・業務地のみどり」という漠然とした書き方でしたが、こちらで黄色で表示しました、みどりの保

全を重点的に進める地域ということで、開発によって緑被の減少が多い落合地域をみどりの保全を重点的に進める地域に指定する、このような形で、具体的に地域を絞り込んで表示していこうという案を出させていただきました。

また、赤で表示しましたところが、新宿駅周辺地区の建ぺい率・容積率が高いビルが多く、土の部分が少ない場所で、屋上緑化・壁面緑化等の建築物緑化を重点的に進める地域にこちらも指定して具体的にエリアを表示するというので、この2カ所を方針の図の中に示させていただきました。

以上が新しい方針案になります。よろしくお願ひいたします。

**奥水副会長** はい、ありがとうございました。

目標の考え方と、それから計画の方針について、2つ御説明をいただきました。

最初にお話ししましたように、相互に関連性がございますので、どこからでも結構ですので御意見、御質問等をいただければ幸いです、いかがでしょうか。

吉川委員。

**吉川委員** 吉川でございます。

ただいま詳しく、大変よい構想をお話しいただいたんですが、今現在、私ども見ておりますと、例えば七つの森あるいは水辺と町の散歩道の整理ですか、4つの方針の中に入っております。現在それは外堀と神田川とか御苑とかを結ぶということでございますが、外堀につきましても、桜が大変きれいなので、桜の時期になりますと大変人通りが多く、大通りのお堀に沿って遊歩道というか散歩道というか、あるのでございます。

それは、あるのは結構なのでございますが、大変狭いところがあるんです。2人と歩けない、1人やっと。歩いて、魚を觀賞しているわきを自動車のスピードを上げたのがひゅーひゅー通ると大変危険である。そういうことで、ゆっくり桜も觀賞することができない、そういった現実。あるいは神田川にいたしましても、やはりかなり狭い遊歩道といいますか散歩道がある。あそこもひゅーひゅーと車が通る。

ということで、みどりをふやす、またそれを觀賞するものをふやすということは大変結構なことではございますが、現実には大変危険な遊歩道というか散歩道もあるわけではございまして、そういうものを具体的に拡幅するというか、安全なものにするというものを今回の構想の中にぜひ入れていただきたいと思います。

それらにつきましては、大通りでございますので区道ではないと思いますが、だからこそこできないというんじゃなくて、だからこそやるんだという意欲をお示しになっていただきました。

と思うわけでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

**興水副会長** ありがとうございます。

大変具体的な、また貴重な御意見をいただきましたが、ぜひ計画の中で反映させるように検討いただきたいと思いますが、きょうは4つの方針ということで、資料4にございますように、方針を4つに大きくくくって、さらにその中に施策案があり、その施策案の概要を御説明しているという資料4があるわけですが、概要ということで細かなところはまた次回にということでしたので、きょうは細かいところまで議論できないのかもしれませんが、今の貴重な御意見はぜひこの中のどこか、どこに入るんでしょうか、はめ込んでいただいて具体的に御検討いただくということによろしいでしょうか。

どこに入りますかしら、今の御意見。この資料4で申しますと。

**事務局** 「みどりの啓発としくみ」の一番上に書いております、「国・都・他区との連携」というところで、水とみどりのネットワークづくりの中に入れ、取り組んでいきたいと思ひます。

**興水副会長** ネットワークづくりの中に、このネットワークについては、歩行の安全性であるとか、歩く際の快適性であるとか、そういうきめ細かな配慮をした上でのネットワークづくりを進めるというふうな内容でぜひ入れていただければと思ひます。

では、小林委員、どうぞ。

**小林委員** 公募委員の小林でございます。

資料3と資料4について意見がありますので、申し上げたいと思ひます。

まず、資料3についてであります。資料3につきましては、上の表と下の表があるわけですが、まず上の表について申し上げたいと思ひます。

先ほど説明があつて、こういうことがあつたと思ひます。10年で1%増の目標だったけれども、0.1%の増しかできなかつたと、こういう説明があつたと思ひます。

そこで申し上げたいのは、私は、数字目標というのは非常に大事で必要だと思ひしております。しかしながら、数字目標をつくるからには、策定するからには、前回の目標達成、こういうものを十分に参考にして、その上で数字目標をつくりませんと、余り意味がないような感じがいたします。

特にこれからは高齢化社会に入ります。そして、土地利用の問題もあります。そういうことを踏まえた上での数字目標が大事だろうと、こういうふうを考えます。

次に、下の表につきまして申し上げたいのは、民有地の緑被率が減少しているわけであり

ますけれども、特に住宅・事業所の積み上げがこの表からすると大きいわけであります。

私は、住宅・事業所というのは、どちらかということこれは民有地ですから、非常に個人財産として拘束する、縛るということは難しいと思うんです。やはり非常に大きな数字が示されておりますけれども、本当にできるか否かというのは若干疑問に思うところであります。

また、もう一つ申し上げますと、下の米印の表の説明がありますけれども、この説明からいたしますと、原因の分析・対応、こういうものをして書かれたものと思いますが、しかしながら、民間の緑被減少ということを抑えられるかどうかということについても非常に疑問に思います。ですから、言いたいのは、より以上、住宅・事業所等について、いわば民間の土地についてはシビアに設定すべきだというように考えます。

それから、次に、資料4の方を申し上げたいと思います。

ここで何点か申し上げたいんですが、まず1点目は、この方針は4つ大きい頭出しがされております。私もそうだと思います。そしてここで、中に入る前にお聞きしたいのは、施策案とか概要についても全体的な見直しを事務局は考えているのでしょうか。もしいるとするならば、意見を申し上げますし、ないんであれば省略して言いたいと思います。

**輿水副会長** 幾つか御意見をいただきましたが……。

**小林委員** 施策案と概要につきまして見直しをする予定でしょうか。

**輿水副会長** 最初の方でいただいた御意見、今までの基本計画、ちっとも達成できていなかったのではないかと。それに対するきちんとした反省を踏まえた上での目標値の設定が必要だということもな御意見だと思いますが、私は、そういうことの過去の反省も踏まえて今回、目標値が、きめ細かな積み上げが出てきたんだと思いますので、過去は過去として、これからの計画ですから、次が大事ですので、そのことは置いておいて、この施策案についてどこまで具体的に議論されているのか、新しい施策が織り込まれた上での新しい体系になっているのかという、これは大変大事な御質問だと思いますので、資料4の施策案について、もう少し補足的に御説明いただきたいと思います。

**事務局** 基本的には新しいものをつくるということで、既存のものもそのまま捨てるのではなくて拡充・発展させて、さらに新しいものを取り入れ、本当に新しい形に組みかえていきたいということで事務局の方は進めております。

**輿水副会長** 小林委員。

**小林委員** それでは、これから見直すということの理解でいいということをいただきましたので、申し上げたいと思います。

方針については、私もこの4つの柱というのは進めていただきたいと思うんです。ただ文言として、「ならでは」というのはちょっと難しいような用語が使われているなと思いますけれども、またその必要性があるかどうかはちょっと疑問に思います。

施策案と、それから概要の中身なんですけれども、私が申し上げたいまず1点は、ここに示されている4つの方針というのは、主に行政主体でつくられている感じがするわけであり、しかしながら、みどりの推進を考えると、やはり区のこと行政のこともありますし、住民のこともありますし、地域の人たちのこともあります。また事業所、そういう一体で、協働して進めないと、この緑率の維持、管理、それから増加というのはなかなかできないのではないかと。そういうことを踏まえて、この施策案の中は、例えば方針の中身を行政の役目、区民の役目、事業所の役目、地域の役目、そのように頭出しをしていくのがいいのではないかと、このように私は考えます。

それから、2つ目ですけれども、質を高めるということが今度あって、それを変更するわけですね。それについて私は、あえて今までやっていたものを、方針の文言を変えるというその理由がよくわからないんですけれども、もしその辺、もう少し具体的にこういう必要性があって文言を変えるということがあれば教えていただきたいと、このように思います。

それから、もう一点追加いたしますと、今度変える方針の中身の中に、「安心のみどり整備」というのがありますけれども、安心の前提として安全でなければいけないというふうに思うんです。安全でかつ安心でなかったら、やはりこういう行政も進められないのではないかと、このように考えます。ですから、安全ということもどこかで触れていただきたいというように考えております。

以上であります。

**輿水副会長** ありがとうございました。

基本計画をこれから具体的につくっていくわけですが、よくある例として、計画をどう実行していくかというときに、それぞれ取り組むべき主体があると。行政、区民、そして事業者、あるいは新宿におられる人、それ以外の新宿に訪れる人が圧倒的に多いわけなんですけれども、そういう方々。主体ごとにどう取り組んでいったらいいかということもあわせて計画の実際の進め方の中で書くというスタイルが基本計画では多いんですけれども、今回の場合はそこまで意識してやるということでしょうか。それで今の小林委員の質問の1つに答えられると思うんですけれども、いかがですか。

**事務局** 当然、前回の計画でも、それぞれの施策のアクションのところでも区の役割、区民・事

業者の役割を分けて必ず表記しております。でも、今回はより実効的なアクションということで、この形をどう変えていくかはまだこれから議論するところでございますが、基本的にはもう区だけでやるという時代は終わりましたので、しっかりそういう形で、区民・行政・事業者の役割を明示して、わかり易い形にしていきたいと考えております。

**興水副会長** はい、ありがとうございました。

あと2つの御質問も。

**事務局** 「質を高める」についてですが、「守る」、「増やす」、「質を高める」、「啓発としくみ」の中で、「質を高める」ということがわかりにくいという言葉もありました。横に並列的に見えるというような意見もありまして、それならば「新宿ならではの特色」という方がいいのではないかという部会の議論がありました。これであえて「特色」という言葉を使いまして、新宿の本当に目玉となるような施策をどんどんここに取り込んで、特色を出していきたいという事務局の意見です。

「安心のみどり整備」ですが、前回から引き続き取り入れているものです。基本的に、防災のためのみどりということの基本として考えている事業ですが、当然、安全が第一だと思いますので、その趣旨は取り入れていきたいと考えております。

**興水副会長** いかがでしょうか。

小林委員、どうぞ。

**小林委員** 小林でございます。

防災のみどりというお話があったんですけども、防災ということを考えますと、こういうことがあると思うんです。まず火災等、災害に遭ったものは仕方ないんです。それ以上広げないための拡大防止という、それが1点。それから、避難場所としての考え方もあるでしょうし、また安全空地としての考え方もあると思うんです。いずれに力を置くのかわかりませんが、安全と安心を入れて考えるべきだというように考えます。

**興水副会長** ごもったもな御意見だと思います。

安全・安心。安心の方は心が安らぐということでしょうし、安全というのは生命全体をきちっと守っていくという、保全するという意味ですから、両方とも大事なことは間違いありません。ただ、これは緑地だけの分野で安全・安心が確保できるのではなくて、道路、それから防災活動そのもの、防災拠点をどうするか、消防をどうするか、さまざまな災害時の取り組みを総合的に推進して初めて安全・安心が確保されるわけですから、そういうことも踏まえて、ほかの分野と協力し合って、みどりの分野でも防災の機能を高めていくとい

うことを書いていただければいいのかなというふうに思いましたので、ぜひこれも計画の中に生かして、小林委員の趣旨を生かしていただければと思います。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

土屋委員、どうぞ。

**土屋委員** すみません、ちょっと細かい質問になって申しわけないんですけども、緑被率の数字上の拡大のためによく説明されたのが、校庭の芝生化というのはよく言われていると思うんですけども、その中で、この数字だけ見ると、10年間で500平米で10カ所。500平米というのはせいぜい体育館ぐらいのスペースで、それを10年間かけて10カ所ふやしていくというのは、もし全面の校庭で芝生化をしてしまうと、どんと数字が上がると思うんですが、あえてそれに頼らない形でこの数字目標の明細をつくられたのか、それとも何か違う意味があるのか、ちょっとその質問が1点。

あと、もう一つ意見があるんですけども、ちょっとそれだけまず先に聞かせていただきたいんですけども。

**輿水副会長** 事務局。

**事務局** 今、土屋委員の方から、校庭の芝生化ということで、500平米の根拠という意味でしょうか。

**土屋委員** はい。

**事務局** 新宿区では芝生緑化ということで、平成15年度から校庭の芝生化ということを進めております。実績といたしまして、今まで、平成17年度に2カ所ほど校庭を緑化しました。これが1カ所が約300平米、もう1カ所が200平米、ちょっとうる覚えなんですけれども、その2校、約30校あるんですけども、そこで2カ所を選択して300平米と200平米です。これが、その当時、芝生緑化できる最大数値だったんです。すなわち、校庭はなるほどもっと、300平米以上ございますし、場所によってはその倍、3倍あるところもございますけれども、例えば日陰になるとか、あるいは排水が悪いとか、あるいは日常的にそこを生徒さんですとか、いろいろな方々が通行するとかということで、芝生が必ずしも良好に生育できない箇所というのが少なからずございます。そうしたことを、現実を踏まえますと、500平米というのは、これは私たちが想定している中で最大の可能な数値ではないかというふうにとらえております。

以上でございます。

**土屋委員** わかりました。技術的な問題だということですね。

**事務局** 一言で申しますと、物理的な生育環境等を考慮した結果というふうに考えております。

**土屋委員** わかりました。もう一つ、意見なんですけれども、19年度の区民意識調査設問案なんですけど、このアンケートを見て、これでどういうデータがはじき出されるのかなというのがちょっと疑問でして、例えば1番、2番、どのぐらいあると感じますかというのは、ちょっとなかなか説明が難しいと思うんですが、ベースがやっぱりないので、私の個人的な意見なんですけど、1番、2番は、例えば10年前と比べてふえていると思いますか、減っていると思いますかとかという1つの基準をつけてそれにやるとか、あと、例えば5番の公園を利用しますか、しませんかというのも、するしないというのはすごく個人のニュアンスにかかわってくるので、選択肢として例えば毎日利用する、週に1度利用する、月に1度利用するというような形にした方が、まとめたデータが、結局は、「よく利用します」が何%、「よく利用しません」が何%じゃ全然数字的に意味がないと思うので、ちょっと具体的な形で、データに落とし込んだときにどういうものが拾えるかということを考えてつくられたらよろしいんじゃないかなと思いました。

以上です。

**輿水副会長** 今の御意見に対して、事務局どうぞ。

**事務局** 今の御意見ですが、基本的にはちょっと端折って書いておまして、この下に全部選択肢があります。先ほどの毎日利用するとか、そういう選択肢も実際は設けております。10年前と比べてということですが、現時点で聞いてみて、5年後に計って、また10年後に計ってという、これがスタートにしたいなという事務局の考えもありまして、今の御意見は参考にさせていただきたいと思いますが、とりあえずそういう趣旨で進めさせていただいております。

**輿水副会長** ほかに御意見、御質問あればお願いいたします。

北村委員。

**北村委員** 前に申し上げたことの蒸し返しになるかもしれませんが、10年間で1%アップというのはいかにも過少な数字であるということを前に申し上げたことがありました。そのときに会長の方から、これは現在の銀行金利よりも少ないじゃないかということもおっしゃっていただきました。

そこで、もしこの1%という数字を改定しないということであれば、その代案として、現在の10年間の見通しをするということではなくて、3年ごとに進捗状況を見直して数字を改定していくということが大事ではないかと思うんです。

なぜかと申しますと、昔は十年一昔と申しましたけれども、この10年間を見ますと、環境の変化、温暖化の問題とかいろいろあります。それだけでなく、さらに最近の景気の回復によって建設が非常に進捗しております、これによってみどりの破壊も進んでいるという状態を見ますと、10年というスパンではかかっていくということに不安を感じます。恐らく区民としても、10年後にどうなるかというようなことでなくて、3年後はどうなるかという、むしろ短期的な見方で見直していく必要があるかと思えます。

その観点から申しますと、2050年というのは、これはもう遠い未来の話でありまして、ほとんど、どのような産業にしても、どのような環境理由にしても、50年先を見通せるなんていうことは絶対にあり得ないと思えます。むしろ、近い期間でそれぞれ見直しながら物事を進めていくというふうな進め方しかないだろうと私は思っております。

以上です。

**興水副会長** 短期目標を設定したらという御提案的な御意見なんですが、事務局、いかがですか。

**道とみどりの課長** 短期目標ということでございます。今回のみどりの基本計画でございますけれども、区の基本方針などとも連動しているということでございます。そうした中で基本方針では、いろいろな指標が出ているわけでございますけれども、これについても途中での評価をしていくというようなことになってございます。

そして現在、私どもが、基本計画に基づいてつくっているのが実行計画といいまして、従来「実施計画」と言っていたものを、今回「実行計画」と名称を改めたものでございます。この実行計画の指標の達成目標年次は、ロングスパンで10年ではございますけれども、4年間で1回見直しを図るというような形になってございますので、それと連動して、今回の計画についても、実行計画を進めていく中で当然一定の見直しを図っていくというような形になろうかと思えます。この見通しを3年でということについては、ちょっと何とも申し上げられない部分もございますけれども、一応4年程度で一度、進捗について評価をし、また考えていくというような形をとりたいなというふうに考えているところでございます。

**興水副会長** いかがでしょうか。

すべてのこの項目といいますか、施策についてどこまで実行できたか、進められたかという進行管理をきちんとやって、毎年、例えばこういう場で、審議会の場に年次報告としてきちんと出していくことをやっている自治体もあるんですけれども、すべての項目ができるかどうか、これは大変難しい。例えば緑被率一つとっても、これをきちっと測定しよう

とすると、なかなか手ごわい作業になるんです。だからといってやらなくていいということ  
を申し上げているのではないので、進行管理をどうするか。それから、年次報告としてこう  
いう審議会の場に報告するというをどこまでお考えかということをもまず御質問したいん  
ですけれども、いかがでしょうか。

**道とみどりの課長** 今、副会長がおっしゃったように、緑被率の測定ということになりますと、  
今現在、飛行機を飛ばしまして航空写真を撮って解析するというので、5年に一度の調査  
ということになるわけでございます。したがって、緑被率ということになりますと、5  
年程度のスパンでということになるかと思えますけれども、それ以外の部分で、例えばこ  
ういった、いわゆる緑被まではわかりませんが、緑地面積といったものであれば、増  
減についてこちらの方でも確認はできますので、なるべく毎年といえますか、年度ごとに、  
今年度はどうだったのかというような報告はさせていただきたいというふうに考えてござい  
ます。

**輿水副会長** ほかに御意見、御質問は。

近藤委員。

**近藤委員** 「新宿ならではの特色あるみどりをつくる」というところの「新宿りっぱな街路樹  
運動」というのは、区民にとってすごく魅力的な項目だと思うんですけれども、これを計画  
するのであれば、一番最初に、まだ樹木が育つ前、もう本当の最初の段階に都市計画とか、  
それから道路交通関係の部署とかそういうところと、みどりだけで考えないで、そういう関  
連の部署ときちっと根本的な土台の計画を作成して、それからこの樹木を育てることに取り  
組まないと、立派な街路樹になり始めたくらいで、交通の見通しが悪いとか言って切っちゃ  
うとか、そういうことが割とよく、新宿区の道路というのはかなり過密なので、そういう  
ことが起こりかねなくて、そうするとせっかく育ててももったいないし、それに樹木もかわい  
そうだから、最初にきちっと都市計画と、あと道路交通関係の部署、そういう横の関係を、  
連携をうまくとって最初に計画して始めてほしいと思います。

**輿水副会長** 御意見として計画の中に反映させていただくということによろしいでしょうか。

**近藤委員** はい。

**輿水副会長** 事務局から何か補足ありますか。事務局どうぞ。

**道とみどりの課長** 道路を新設する、あるいは大規模に改修するというような場合については、  
将来その街路樹をどういうふうに育てていくのかということをも当然にらんで、今後道路計画  
を立てたいというふうには考えてございます。

ただ、今現在、道路そのものは余り大幅に手をつけられないような道路もございます。そうした中で、今ある、限られたところに植わっている木においても、現状の中でできるだけ大きく育てたいと考えています。育てる樹形の目標を定める中で、今ある木もできる限りにおいて大きな樹冠を持たせ、みどりのボリュームを豊かにしようということで、今回、街路樹の管理指針というのも定めてございます。今ある部分についてはそういった指針に基づいて育てたいと思っております。

先ほど、都市計画的なといいますか、そういうお話もございましたけれども、街路樹を植えますと本来、左右対称になりますので、当然車道の側に出る部分とか民地の方に葉振りを広げる部分がございます。そういったことを考えますと、例えば先ほど来、都市計画的な手法ということをお願いしたけれども、そういった街路樹を育てる上でも、建物の壁面を後退していただいて枝張りが張れるようにとか、そういった工夫も当然必要だろうというふうに考えてございまして、そういったことも含めていろいろな方面からのアプローチをしたいというふうに考えてございます。

**事務局** すみません、補足で若干御説明させていただきます。

都市計画道路の樹木ということでございますが、お手元にお配りいたしました資料3の下の表、各施設の積み上げの計算表という中で、道路につきまして、現在都市計画道路の事業を今改修しているもの等がございます。この工事が完了いたしますと、約4ヘクタール、あるいは優先路線ということで約3ヘクタール、合わせて7ヘクタール以上の街路樹が都市計画事業によって新宿区の方に新たにできるというふうに考えております。

東京都が主体となって進めている道路計画等におきましても、区の方から街路樹の充実ということでさまざまな要望等を出しております。そうしたことは新たな街路樹、緑被ということで実現できるのではないかとというふうに考えてございます。

以上でございます。

**輿水副会長** いかがでしょうか、ほかに。

**阿部委員** まず計画の目標の中に、私は景観的な要素を定量化するためには「緑視率」というものがあると聞いておりますけれども、多分これは個別には使われていると思うんですけれども、これから新しい施策をやる場合に定点を定めて、この緑視率を採用して追跡調査をする必要があるんじゃないかと思うんです。こういうものも一つ考えていただきたいと思います。多分この積み上げには関係ないと思うんですけれども、それをやればまた成果もはっきりしてくるんじゃないかと思えます。

以上です。

**興水副会長** みどりの指標として緑視率も検討の中に入れてくださいという御提案ですので、検討してください。

秋山委員、どうぞ。

**秋山委員** この緑化の問題なんですけれども、指定樹木もさることながら、これからますます、建物の建ぺい率の問題もあるんですけれども、この間、神楽坂の方で火事がございまして、あのとき周りが焼けたところが、どんどん建てる計画ができています。それにつれてどんどん買い上げて、マンション計画がどんどん進められているようなんですけれども、そういう場合は地面に向けての樹木というのは望みがないものですから、できれば建物を建てる時には必ず屋上緑化ですか、それを義務づけるというような方針をしていただけたら、多少なりとも潤いが出てくるんじゃないかなと思うんです。

今、神楽坂の通りがいろいろと外部から来て、見学というんでしょうか、来る人が大勢いてにぎやかになってはいるんですけれども、マンションだらけの建てかえだし、ましてや理科大があそこを買い占めまして、せっかく潤いのあるお店があったのがなくなりまして、建てた建物の中にお店が入るそうですけれども、学校が買い占めてマンションができるような感じにできているんですけれども、そういう問題の中で、必ず緑化を進めていただけたらと思うので、ぜひともその辺は進めていただきたいと思うんです。

それから、私ども東五軒町のところに熊谷組がマンションを建てましたんですけれども、そこが大変、普通の公園よりももうちょっと規模が大きく緑化になっていまして、大変潤いのあるようなことになっておりまして、樹木も大きな木があるんです。それが指定樹木になっているかどうかはわからないんですけれども、それを一つ伺いたいと思います。

もしできるときに、緑化を進めていっているときに、今までなかった指定樹木を植えてくれるような大きな施設があれば、指定をどんどん進めていってもいいのではないかなと思うので、その点もぜひお願いしたいと思います。

**興水副会長** 前半の方の御質問は、建物の新築の際に確認申請をすると。それは規模によって違うわけなんですけれども、都に出す場合も区に出す場合もあるでしょうけれども、そのときに、新宿区の場合には緑化計画書の添付を義務づけていまして、窓口でその緑化の内容について、それで十分かどうか、量・質ともにいいみどりになっていくだろうかということを窓口で御指導するというふうなことをやっているんですけれども、件数が多いとなかなか計画書だけ添付して余り中身は重視しないということもあるのかもしれませんが、そういったあたり、

緑化の施策についてきちんと窓口で指導していく、充実を図るといようなことでいいと思います。

2番目の、大きなマンションで大きな木を植えるということで、その場合には別に古い木でなくても、大きな木であれば、新しく植えたものですか、残したものですか。

**秋山委員** いえ、新しく。

**輿水副会長** 新しく植えたものでも、時期を見てそういう保護樹木に指定していくという柔軟な姿勢があってもいいのではないかと御意見だろうと思うんですけども、事務局いかがですか。

**事務局** 今、副会長の方でおっしゃっていただいたとおり、新宿区では建築計画に際しまして、緑化計画書制度ということで、緑化を義務づけております。屋上緑化につきましては、敷地が1,000平米以上の建築計画に際しまして、屋上緑化を義務づけております。

今後なんですが、先ほど資料4の方で御説明しましたように、新たなみどりをふやすということで、屋上緑化推進地区の指定等も今後検討していきたいと考えてございます。また、民有地の緑化の推進という中で、緑化計画書制度の拡充ということも検討してございます。この中では、今申しました屋上緑化の義務づけ等についても、現在よりもより多くの屋上緑化が推進・誘導できるように制度等を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**輿水副会長** 秋山委員、どうぞ。

**秋山委員** 4つの方針のところ、緑ですか、水色でしょうか、その色のところ、「新宿ならではの特色あるみどりをつくる」というところで、「空中緑花都市づくり」となっていますけれども、これはぜひとも進めていっていただきたい問題だと思うので、ぜひともよろしく願いいたします。

**輿水副会長** 空中緑花都市を積極的に推進することも入れていただきたいと。

**秋山委員** はい。

**輿水副会長** それから、私からちょっと1つだけ。

この絵なんですけれども、みどりの配置方針図で、今御質問にあった建築物緑化を重点的に進める地域、赤い点々で囲ったところがそうだとことになってはいますが、どうやらこれを見ると青い点の中だけを考えている、四谷あたりが入っていないのがちょっと気になるんです。青い線の中だけを重点地区にしているのかなというふうに読めるんです。

それからもう一つは、赤いところは屋上緑化を推進する、強化する、重点的に進める地域

なんですけれども、緑色とちょっとかぶっているところがやや気になるんですよね。既に緑地があるところまで入っちゃっているのがちょっと気になるのと、南新宿あたりがまた抜けているのが、水色より外だから抜けているのか、ちょっとこの辺の線の引き方がどうなのかなという気がしましたので、今ここででなくても結構なんですけれども、後でわかりやすく御説明いただければなと思っていますが、いかがでしょうか。

**事務局** 大体の、この辺を指定したいということで事務局の方も漠然と書いたところがありますので、細かく精査しまして、また御相談したいと思います。

**興水副会長** ほかにいかがでしょうか。

指定樹木とか何とか、いろいろなことに関して、もう少し細かい話もしなければいけないんですけれども、時間の関係もありますが、あと2つ3つ御意見を。

高橋委員、どうぞ。

**高橋委員** 意見になってしまうかもしれませんが、私の場合には牛込あるいは市谷ということになりますが、40年ぐらい屋上緑化というか、屋上に植木鉢やプランターで植物を育ててきていますが、屋上だけでも大変なんです。実際には、夫婦でもって苦しんでいるのか楽しんでいるのかわからないぐらいのことをしてやらないと、屋上ではうまくいきません。

しかし、緑被率も含めて、本来もっと壁面利用も考えないといけないと思うんですが、副会長は専門でいらっしゃるからおわかりだと思いますが、壁面緑化もどうかして、この取り上げ方の中で、ご専門の先生方なり何なりを仰いで協力していただく、あるいは御指導していただくということが必要じゃないかと思うんです。

それから、もう一つは、先ほど来別の形でお話が出ましたけれども、新宿ならではの特色あるというのを、この表で言うと、落合地区とこの辺とではまるで違うわけなんですけれども、どちらをもって新宿らしいと思うか、もちろん2つあっても3つあってもいいとは思いますが、特に昔、新宿のこの辺から先はツツジの産地だったというか、本場だったわけですから、そういうところの文化をもう一度区民に知ってもらおうという名分と、大義としてはそのときに緑化をすると。

街路樹も、どこでもみんな背の高い街路樹をやりますけれども、前回のときに私が申し上げましたけれども、街路樹は何も高くしても実際に日陰効果はそれほどないわけです。緑被効果とかCO<sub>2</sub>効果のことは別としまして、少なくとも特色のあるものであれば、逆に腰の高さぐらいまでのツツジでもってずっと帯がつくられているような、東京の、あるいは国内のほかの都市がやっていないような緑化の方法というのをやっぱり研究して、「えっ、新宿

おもしろいことやっているじゃない」ということにしないと、少々のことでは、何を植えてもそんなに楽には育ってもらえないわけですから、思い切って変わったことをやると。

もちろんこれも昔から日本にそういう技法はありますし、最近日本を見ないで海外へ見に行く人たちが大勢いますけれども、海外に行けばそういうものも幾つかあると。幸か不幸かわかりませんが、日本ではそういうことをテーマにして大成功したというところはありませんので、先取りができればいいかなと思います。

**興水副会長** ありがとうございます。

道路の緑化に関しては、何も高木型街路樹ばかりではないと。いろいろなタイプの植栽があるでしょうということで、多様な道路緑化を進めていく、それがまた新宿らしさに結びついていく、そんなことをぜひ織り込んでいただいて、今の御議論、とても大事な御指摘なので、次回、詳細にいろいろ御相談して、またそれを検討する機会が次回にあるということなので、その中でぜひ扱っていただきたいと思います。壁面緑化についても触れてください。

藤田委員。

**藤田委員** 屋上開発研究会の藤田と申します。

今、屋上緑化推進地区という話が出てきましたが、義務化をされるというところ、それが義務化で申請を受けてつくるところまでは多分行くんでしょうけれども、その後のみどりが担保されているかというのはちょっと疑問なところが結構あるんです。

目黒区さんでは5年後に調査をして、それは補助金対象の物件だと思うんですけども、勧告をする。それを受け入れなかったら補助金の返還までやっていただくという、そういう施策もとっているようなんです。東京都もまだやっていないんですけども、やはりそういう義務化でやる、補助金でやるというものに対しては、その後の追跡、それとそれの対応というのがやはり必要なんじゃないかなというふうに思っております。

それから、もう一つ、空中緑花都市づくりということで、ベランダの緑化というのが叫ばれているんですけども、意外と進んでいない。その一番の問題点は、緑化をしやすいベランダになっていないというのが一番大きいかなというふうに思っております。マンションなんかもそういう、もっと緑化のしやすいベランダづくりというのを提案というか、申請のときに頼むとか、そんなことができればなというふうにちょっと思っております。

以上です。

**興水副会長** これも具体的な御意見ですので、次回の詳細の中にぜひ入れていただいて、また検討していきたいと思いますが、前半の方は行政が取り組むべき仕事としてのフォローです

ね。ただ義務化するだけじゃなくて、その後のフォローもちゃんとしていく。それから、そういうことに対してある義務違反なり、そういうものが起こったときにそれをどう扱うかという、行政側の仕事だと思いますので、これもぜひ入れてください。

それから、ベランダ緑化については、これも新宿区ならではの話になっていくのかなと思うんですけども、従来ですと管理組合があって、ベランダは土を入れてはいけない、そこに固定物を置いてはいけないということが普通になっていますね。それは防災上、そういうことがあるんですけども、そういうのをうまくクリアして、ある部分的にはちゃんとそういうベランダ緑化ができるようなそういう仕組みというんでしょうか、あるいは構造的な、技術的な問題もあると思いますけれども、そうしたものも取り入れたような形の、それこそ建築指導あるいは緑化指導というものがあり得ると思いますので、そういうきめ細かな施策をぜひ考えていただきたいと。そういう対応でよろしいでしょうか。

では、最後に岸田委員、今までのを含めて。

**岸田委員** 幾つか質問を含めて言いたいんですが、まず資料3の方のデータの意味でございます。

端的に言いますと、みどりの絶対量とかその配置の形、これはその環境に住んでおられる方の数とか密度、あるいは活動量と密度との関係とかバランスで初めて意味が決まってくるのかなと、意味が理解できるのかと。そういう意味で、区の方でこの数字をお出しになる根拠、これは従前のふえ方とか減り方をベースにして考えられておられるようですが、やはりある種、その絶対的な量あるいはふえ方について評価する意味があるんだったらお教えいただきたいということです。

ちなみに、手元にあるこれは、新宿区基本計画あるいはマスタープランですか、これの冊子を読むと、「みどり、公園整備の方針」のところ、公園面積については1人当たり将来5平米を確保したいというようなことが載っております。恐らくこれは何かのバックデータがあって5というのが出ていると思うんですが、いずれにしても、根拠となった意味を教えてくださいいただきたいということです。まずそれからちょっとお願いします。

**輿水副会長** 事務局、お願いします。

**道とみどりの課長** まず一番わかりやすいといえますか、公園の部分なんですけれども、公園の1人当たり5平米というのは、実は都市公園法という法律がございまして、その中で、たしか都心部以外の部分では1人10平米で、都心部においては1人5平米を目標とするという記述がございまして、これについては法で定められた目標値ということで、それをそのまま

使っているものでございます。

**興水副会長** それから、積み上げの数字について。

**事務局** 積み上げの数字については、基本的に緑被率自体が区全体を押しなべてみどりの量を計測する概念ですので、緑被率の目標ということに関しましては、基本的には区の全体で、特に地域性その他を考慮した部分的な積み上げはしてございません。こちらはやはり最終的にはそのような、それぞれの特徴と質を考えた積み上げをする必要があると思いますが、今回は、区全体として立てた目標という視点ですので、押しなべた考え方をしております。

**岸田委員** 要は、将来的に20ないしは25%ぐらいに持っていくというその数字自体はそれで十分か、あるいは不十分なのかという根拠は基本的にはないということでございますね。わかりました。

それで、計画の方なんですけど、いろいろ御意見伺っていて、やはりちょっとほかにもいろいろ御指摘があったので、これまで出ていなかったものだけに絞ってちょっとお話ししたいと思うんですけど、みどりの公園整備の方針というのは、これはマスタープランの方ですね、これにもあるんですけども、そのうちの2番あるいは3番、4番、「みどりを残し、まちへ広げる」、この冊子の107ページで、ほかの委員もお手元にあると思いますが、「まちへ広げる」ですね。それから「水やみどりに親しめる環境づくり」をします。それと最後、4番ですね、「生活や活動の場にある身近なみどりを充実させる」というような言葉。

要は、端的に言うと、普通の人は特別にどこかに行くとか、レクリエーションに行くとかというんじゃなくて、ふだんの生活の中で水やみどりに親しめ、快適な環境をつくらうという、そういう趣旨じゃないかと理解するんですけど、どうもきょうは事前にも配られていたこの計画を呼んでも、その辺の視点が非常に弱くて、例えば資料4、この4つの方針がございます。今回、「質」にかわって「新宿ならではの特色あるみどりをつくる」というふうになっているんだけど、その中に「魅力ある身近な公園づくり」というのがあって、これは確かに身近なみどりを整備していくという上では非常に重要なことだと思うんですけど、実は最初の方の「みどりを守る」、保全ですね、それから「みどりを増やす」、こういう方針においても、実は同じ、これに相当する身近なみどりの空間・環境、これを整備していくという視点が欠けていて、そこをやはり充実させる必要があるのではないかなと。

これは実は、今回のみどりの計画と基本方針を全体として読ませていただいて僕が思うのは、マスタープランもそうなんですけれども、基本的には、非常に大ざっぱな話をすると、もう100年、200年前から続いている、言ってみればヨーロッパの王様がやるような都市空間

の整備なんです。

国道や都道、こういう公が持っている道路の街路樹を立派にする。これは確かに効果もあるし、多くの人が味わえることなんです。楽しめるんですが、それ以上に重要なことは、やっぱり普通の居住環境の中でどれだけみどりに親しめるか、その辺のことだと思うんです。大きな国立公園や都道、都立公園あるいは区立公園を整備しても、それはやっぱり限界があるし、施策としては目につきやすいから、これはある意味で大切なことではあるんだけど、実は財政的にも非常に大変なんです。身近な、近隣地区のそういう空間をつくっていくという、そういう視点で、計画全体をできれば見直していただきたいと。

蛇足になりますけれども、例えば具体的なことで言えば、みどりの配置方針図がございまずでしょう。これに「みどりの回廊」というのが書かれています。広大な面積について、みどりのゾーンが塗られています。だけれども、恐らくこの広大な面積を、実態としてみどりの回廊と言えるような形にする、これに何年かかるか、どれほどのお金がかかるか、だれも多分想像がつかない。

逆の言い方をすると、これはほとんど意味のない回廊の計画ではないかと。そんなことをするよりも、個別個別の地域で普通に親しめるみどりの空間、公園かもしれない、あるいは公共施設のちょっとしたグリーンスペースかもわからない。そういうものをきちっと整備していく具体的な計画をぜひ検討していただきたいと思います。

むしろ、ネットワークというか、こういうみどりの体系よりも、個別の地区のみどりの場所が寄り集まってできていく、いろいろなみどりの粒が集まって新宿区ができていくという、そういう形にした方がいいのかなと思っています。

**輿水副会長** 秋山委員。

**秋山委員** 岸田先生が今おっしゃったことは、本当に、身近なみどりが今欲しい時代なんですよ。それで、きょう私、バスに乗る前にバス停で待っていましたけれども、赤ちゃんを乳母車に乗せて待っているお母さんがいたんですけれども、排気ガスがウワーって出るんですよ。私どもが小さい頃は排気ガスの心配もなかった時代で、どこの路地に行ってもみどりがございましたですよ。

だから、本当に真剣にみどりをふやすことを考えないと、新宿のみどりをふやそうというような一人一人の意識がなければ、やはりみどりはふえていかないと思うんですね。もうける業者の不動産屋さんがどんどん大きな物を建てて、どんどん樹木を切っていく。その時代を、もう少し身近なものにしていきたいと思うのが私の心情なんですけれども、ぜひともよ

ろしく、これから区の方も方針として固めていっていただきたいと思います。岸田先生のお話に大賛成でございます。

**興水副会長** ありがとうございます。

全体の方針として、今、岸田委員からお話があったような一つの考え方があります。

今までは基本計画・基本構想があって、今回の場合には、それに都市マスタープランが含まれると。そこで大きな公園の整備の方針が書いてある。しかし、よく見ると結構細かいことも書いてあるんです。

ところが、今回のみどりの基本計画の方のきょうの御提案だと、また別な大きな4つの骨格ができていて、それでもって話を細かく体系化しようというふうにしていて、その辺の整合をどうするかという話の一つ。それから骨格があって、骨組みがあって、そして肉づけしていくという従来型の考え方もいいんだけど、新宿区の場合には特にいろいろな地区があり、いろいろな多様なみどりがあるので、やっぱり区民にもっとも身近なところからどうやっていくかという、小さな筋肉みたいなものが集まってきて、それが組織になり、要するにそれが全体の体をつくっていくみたいな、多分そういうふうな発想からも見ていく必要があるだろうという御指摘だろうと思いますので、そうした発想も含めて、次回詳細な施策の内容をぜひ魅力的なものにつくり上げていただければなど、そういうものを御提案していただけるといいなというふうに思いました。ちょっと感想みたいなことでもございました。

時間の関係で、一応きょうはそのぐらいでまとめさせていただいて、次回またこの基本計画につきましてはより詳細に御検討いただくということになっておりますので、一応議論はここまでというふうにさせていただきたいと思います。

次の報告事項ですが、よろしいでしょうか。事務局。

**道とみどりの課長** 今回ちょっと御提案した内容で、数値目標ということで掲げさせていただいたわけでございますけれども、ある程度の数値をここでちょっと絞りませんと、基本計画、マスタープラン等々の中で数値目標ということが出てございますので、今回御提示したこの案ということで、大体御了解いただけたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

**興水副会長** この場所は、出された数値目標を承認する、そしてそれを計画に反映させるという、そういう機能を持った組織ではないと思いますので、そういうことはいたしませんでしたけれども、いずれにしても考え方として、目標値があってそれを達成していくんだという、そういう従来型のものもあるし、また一方で計画案から肉づけした案があって、その中で目標値を毎年見直していくということも大事だよと、そういう御意見もあったものですから、

ここで決めようというふうに私は思いませんでした。

でも、御提案いただいた数値については、少し御意見が出ましたけれども、著しく矛盾しているとか、おかしいというような、そういう御意見はなかったと。しかし、もう少し検討するところもあったよという、そういう御意見がありましたから、それは議事録にきちんととどめてありますから、そういうふうな進め方はいたしません。

---

### ◎報告

**興水副会長** 報告をお願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、報告に移らせていただきます。

申しわけございませんが、パワーポイントで御説明をさせていただきますので、ちょっと電気を暗くさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**事務局** 本日、報告事項といたしまして、先ほど土屋委員の方からも御意見がございましたが、芝生緑化の状況について、簡単ではございますが御報告させていただきたいと思っております。

新宿区では、平成15年度から芝生緑化等に取り組んでおります。15年から18年、昨年度までの4年間で、主に保育園ですとか幼稚園ですとか、そういった施設の芝生緑化を進めてまいります。これは本来ですと、小学校ですとか中学校といった大きな校庭の方が芝生の緑化の面積も大きくとれるんですけれども、一方で、新宿区の学校というのは校庭がそれほど広くない。そうしますと、狭い校庭に芝生をしますと、そこで児童の皆さんがサッカーですとか、いろいろな遊びをされますと非常にダメージが大きい。そうしたことから、私どもといたしましては、保育園あるいは幼稚園のお子様の方が芝に与えるダメージが小さいのではないかとということで、今申しましたように4年間で5カ所の保育園・幼稚園等の芝生緑化を進めてまいりました。

今ごらんいただいているのは、これは新宿区の中町というところがございます中町保育園の芝生です。面積といたしましては、約120平米。こちらにつきましては、平成17年度に緑化したところでございます。

次、お願いいたします。

これは、平成18年度に市谷長延寺町にございます長延保育園というところの園庭を緑化したところでございます。これは全部の面積を緑化したのではなくて、若干こういう三角形の不整形をしているんですけれども、これはスライドの方には映っておりませんが、この南側ががけ地になっておりまして大きな建物があると。十分に日光が当たるのがこの面積。それ

から、どうしても小さいお子さんが三輪車ですとか、あるいは砂遊びというのをするところ、どうしてもそういった芝生以外の土のような舗装も必要ということで、こういった形に緑化しております。

次、お願いいたします。

これは、同じ長延保育園なんです、敷地が2つに分かれておまして、もう片方の、主にデッドスペースみたいのところだったんですけども、そちらも耕しまして上の樹木等の枝葉を少し剪定いたしまして、日が当たるようにいたしまして、わずかなスペースでありますけれども、こういった形で芝生の緑化をいたしました。こうしたスペースがありますと、1歳未満のような小さなお子様も芝生の上ではだして遊べるということで利用しております。

次、お願いいたします。

これは、先ほども御説明いたしましたが、落合第一小学校の方の東京都からの補助金を受けまして緑化した様子です。約300平米だったと記憶しておりますけれども、主にこうした方形の場所を緑化しております。

次、お願いいたします。

こちらの芝生につきましては、地域の方々が日曜日等にサッカー等で利用するというところで、サッカーチームのお父さん方が芝刈り等にも参加いたしまして、地域の方々との協働による維持管理をしているという状況でございます。

報告事項といたしましては、本日、新宿区の芝生緑化の取り組みの一部について御説明させていただきます。

以上でございます。

**興水副会長** ありがとうございます。

いかがでしょうか。御質問、御意見ございますでしょうか。

**岸田委員** ああいうのは身近なみどりですね。

**興水副会長** ほかに御意見ありますか。

あんなに芝生が伸びてからリールモアで刈ったら大変ですよ。もうこんなでしょう。あれはちょっと、もう少し御指導した方がいいんじゃないですか。あれは大変ですよ。あんなに長いのをリールモアで刈るなんて。腰痛めちゃいますよ。

**事務局** あれはティフトンといたしまして、西洋芝でございます。日本の従来からの高麗芝ですとか野芝に比べますと伸びる成長が早いものですので、ちょっと油断をしますと、今、興水先生がおっしゃったように……。

**輿水副会長** ロータリーモアで刈るようにした方がいいですよ。かわいそうですよ、あれじゃ。

**事務局** アドバイスいたします。

**土屋委員** 17年にやった保育園ですか、あれの定着度は今どうなんですか。

**事務局** 正直申しまして、保育園等は休みがございません。幼稚園ですと夏休みとか春休みがありますので、その間だけで大分芝生が養生になりまして復活いたします。保育園の場合ですと、今、土屋委員の方からお話ありましたように、春先の芽が吹くころはもう子供さんが入られてしまいまして、なかなか十分に生育できないというか、はげてしまうところがあります。そうしたところにつきましては、私どもの方で肥料を十分にくれて、あと目土等をしてフォローしております。春に傷んだものが挽回するのが、大体この梅雨の時期でして、先日現場の方で見ましたところ、春に比べて大分復旧しておりまして、やはりそうしたきめ細かいフォローというのは必要ではないかというふうに考えているところでございます。

**岸田委員** 芝生じゃないといけないんですかね。雑草じゃいけないの。

**事務局** 雑草というといろいろな種類があるかと思うんですが、密度という面で言いますとやはり芝生の方がいいように思います。芝生も何も管理しないでいると、今、岸田委員の方からお話ありました、雑草といわれる植物があつという間に覆ってしまいます。

これもやはり定期的に刈らないと、ちょっと見苦しいというか遊びにくいというところもございまして、いずれにしても……。

**岸田委員** だけれども発想の転換ですよ。雑草が見苦しいと考えるかどうか。

たしか、天皇か何か「雑草」という名前の植物はないと、昔おっしゃいましたよね。

**秋山委員** 雑草は大変です。ほんのちょっと、うちは箱庭程度ですけれども、毎日とらないと大変です。

**北村委員** 環境的にはどうなんでしょうか。美観上の問題もあるでしょうしね。CO<sub>2</sub>の吸収という、そういう環境的な考え方とかね。

**岸田委員** それは北村委員がお話しそうですね。

**北村委員** 雑草というのは、人間が勝手に「雑草」と呼んでいるわけで、本来そこに生息していた植物かもしれませんので、今、先生がおっしゃったように、それを雑草だからいかんというようなことを言うてはいけないのかもしれない。

例えばシンガポールの緑地なんていうのは、あれは芝ではないですよ。一種の雑草ですね。それをきれいに絶えず刈っているわけです。そのために長さが抑えられてきれいな芝になって、見た目でも非常に見事な風景をつくっておるんですが、そういう考え方も入れても

いいんじゃないでしょうか。だから、むしろたくさんの費用をかけて一本一本雑草を抜くよりも、雑草と共生するくらいの考え方でもいいんじゃないかと思います。

**輿水副会長** 藤田委員、どうぞ。

**藤田委員** 今、芝生と雑草という話が出たんですけれども、やはり使用頻度との関係で、使用頻度が高いところはやっぱり芝生じゃないと雑草はすぐになくなってきちゃうと、そういうことがありますね。ですから、ある程度の広さがあって、そんなに使わないところだったら雑草もまじった芝生というのもあり得るんですけれども、狭いところになればなるほど芝生じゃないとすぐにはげてしまうと、そういったことが起こるかと思うんです。

ですから、場所、場所によって、やはりここは草原的な草地でもいいというところもありますでしょうし、芝生できちんと刈らなくちゃならないというところも出てくると。それはやっぱり場所、場所で考えていくしかないと思うんですよね。

以上です。

**輿水副会長** という御意見。いろいろ御意見が上がっています。

**高橋委員** ちょっといいですか。

**輿水副会長** どうぞ。

**高橋委員** 私は、雑木林と言っているときにはちっとも悪いイメージを持っていないのに、雑草になると悪いのは、やっぱり今おっしゃられたように扱いが悪いんです。人間側が悪いんであって、もうちょっと研究すれば悪くない、うまい使い方もあると思っています。

**輿水副会長** ほかにいかがでしょう。北村委員。

**北村委員** 樹木の選択についてご参考までに申し上げたいと思うのですが。

**輿水副会長** 今の御報告ではなくて、別な御意見ですね。

**北村委員** はい。

**輿水副会長** ちょっと待ってください。

では、報告事項については、一応報告どおり承ったということにさせていただいてよろしいでしょうか。

では、その他御意見ということで、北村委員、どうぞ。

**北村委員** 御参考までに御紹介したいんですが、NHKの教育テレビの「知るを楽しむ」という番組に、宮脇昭先生を取材した「日本一多くの木を植えた男」というのがありました。そのテキストブックによると、先生は北海道から沖縄まで日本全国の植生誌を作られた。また、鎮守の森を例に挙げて、そこには高木あり、次いで中木あり、そして低木ありでセットにな

って繋がっている。そこからその地域に一番適した生態系が観察できるとおっしゃっているのですが、ここから、都市の緑化に関しても、いろいろなアイデアが得られるのではないかと思います。

**奥水副会長** ありがとうございました。

---

### ◎連絡事項など

**奥水副会長** では、4の連絡事項をお願いいたします。

**道とみどりの課長** まず、連絡事項の前にちょっと御報告をさせていただきます。

先ほど、熊谷会長の奥様からご連絡をいただきまして、会長はこちらに向かわれている途中にちょっと体調が悪くなられたということで、お戻りになって病院に行かれるということでございました。皆様方にぜひよろしくお伝えくださいとのことでございますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、連絡事項に移らせていただきます。

冒頭に申し上げましたけれども、今回、各委員の任期が今月末で満了ということでございます。会長、副会長を初めとしまして、委員の皆様方には任期中、活発に御審議、御意見を賜りまして、まことにありがとうございました。

次期、第9期の委員につきましては、今回、みどりの基本計画の改定作業の途中であるということから、現委員の皆様方に引き続き再任をということで事務局の方からお願いを申し上げましたところ、多くの委員の皆様から快くお引き受けをいただきました。

ただ、本当に残念なんですけれども、学識経験者の進士委員と立花委員、また商店会連合会の大室委員におかれましては、本日が最後ということでございます。委員の皆様方には在任中、大変お世話になりまして、誠にありがとうございました。また、再任される委員の皆様におかれましては、来期の審議会もどうかよろしくお願ひ申し上げます。

次回の審議会につきましては、10月ごろの開催を予定してございます。委員の皆様方には改めてご通知を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

---

### ◎閉会

**奥水副会長** ほかに委員の方から何か特別にございませんでしょうか。

特になければ、これで本日の審議会を閉じさせていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

午後 12 時 00 分閉会